

愛媛県職業能力開発協会手数料要綱の一部改正について

令和8年2月26日
愛媛県職業能力開発協会

1 手数料の適用範囲の厳正化

- (1) 技能検定試験手数料（愛媛県手数料条例による）
- (2) コンピュータサービス技能評価試験手数料（中央協会の定めによる）

2 振込手数料にかかる受益者負担等の明確化

- (1) 振込手数料は、誤払返納も含めて原則として受益者負担
（※受益者負担額は、取引銀行の定める振込手数料相当額）
- (2) 協会の都合及び職員の錯誤等に基づく返納の場合のみ振込手数料を協会が負担
- (3) 誤払返納などによる返納額が、本協会と取引のある銀行の振込手数料相当額を下回る場合は、現金で返納する。

3 現金収納廃止の明文化

- ・協会は、現在、事故防止等のため、手数料の収納に関し、現金による受領を行っていないため、実態に即して要綱から関係条文を削除

4 本要綱の公開

- ・全ての利害関係者の理解と協力を得るため、本要綱を公開する。

5 施行期日

令和8年3月1日